

広報広聴課長 様

社会教育課長

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県社会教育委員会議		
事務局（担当課）	教育委員会事務局 社会教育課 教育推進係 (担当) 武内 (内線) 4899		
設置根拠	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 要綱等 (名称) 愛媛県社会教育委員設置条例		
設置年月日	昭和 24 年 10 月 21 日		
審議、意見聴取等の内容	・令和 8 年度生涯学習関係事業について ・令和 8 年度社会教育関係事業について		
公開・非公開決定日 (決定した会議開催日等)	令和 8 年 4 月 24 日		
公開・非公開の別 (決定の内容)	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 [<input checked="" type="checkbox"/> 全部公開 <input type="checkbox"/> 部分公開]		
公開・非公開に係る法令等の規定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (名称)		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定	
摘 要	報 告 日 令和 8 年 5 月 12 日		

注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。(会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告して下さい。)

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入して下さい。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入して下さい。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の 4（公開基準）の(1)の情報公開条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、“(1)-1”と記入して下さい。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入して下さい。